

次世代へつなぐ社会貢献

ご自身や故人の思いを広く社会に役立てるために
資産の有効活用を考えてみませんか？

遺贈・相続財産寄付

遺贈・相続財産寄付
って難しそう...

手続きがわからない...
セミナー等で学ぶ
機会はないの？

役に立ちたいけど
どこに相談すれば
いいのかなあ？



日赤岩手県支部の活動

- 国内災害救護活動
- 赤十字ボランティアの育成
- 救急法等講習の普及
- 青少年赤十字の推進等

日赤岩手県支部へご寄付いただくことで、国内外の災害、病気、紛争などで苦しむ人びとの、いのちと健康を守る活動に広く役立てることができます。

あなたの思いを受け止めます。



●遺贈とは

遺言により自分の築いた財産を特定の人や団体などの第三者に送ることを「遺贈」といいます。

遺言書で財産の全部または一部の受取人（受遺者）にご指定の上、ご寄付いただくものです。

※日赤岩手県支部に遺贈した財産は、相続税の課税対象になりません。

●相続財産寄付とは

「社会に役立ちたいと常々話されていた」、「生前に赤十字活動に関心があった」といった、故人の思いを尊重し、ご遺族の方が相続により取得した財産の全部または一部をご寄付いただくものです。

※ご遺族の方が相続された財産を相続税の申告期限内に日赤岩手県支部に寄付した場合、寄付した財産には相続税がかかりません。

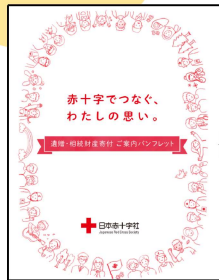
「遺贈」等のご検討は法律の専門家へのご相談が安心です。

当支部は、令和3年度に岩手県司法書士会との連携協定を締結しましたので、円滑に司法書士会へお繋ぎすることが可能です。

遺贈等に関するセミナーも開催予定です。ぜひご参加ください。

一定額以上のご寄付には、日赤や国からの表彰制度があります。

ご希望により、故人のお名前前で表彰させていただくことも可能です。



専用パンフレットをご用意しています。お気軽にお問い合わせください。



— 知っていますか？ 遺贈・相続財産寄付の豆知識 —



●相続人がいない場合、国庫に財産が収納される！？

相続人がいない方の財産は、遺言書がない場合、原則、国庫に帰属されます。財産を社会のために役立てたいとお考えの場合は、遺言書を作成することにより、日本赤十字社岩手県支部に財産を託すことができます。



●日本赤十字社への寄付による表彰制度にはどんな種類があるの！？

寄付額に応じて日本赤十字社の表彰と国の表彰制度がございます。

- ・日本赤十字社の表彰制度—支部長感謝状、銀色有功章、金色有功章、社長感謝状
- ・国の表彰制度—厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章

※詳細は、市町村日赤担当窓口または日赤岩手県支部へお問い合わせください。